

首都圏近郊緑地保全法(略称:なし)

(昭和41年法律第101号)(公布日昭和41年6月30日)(令和6年11月8日施行)(令和6年法律第40号)

e-Gov(法): <https://laws.e-gov.go.jp/law/341AC0000000101>

e-Gov(施行令): <https://laws.e-gov.go.jp/law/342C0000000013>(令和6年11月8日施行)(令和6年政令第339号)

e-Gov(施行規則): <https://laws.e-gov.go.jp/law/412M50004002007>(令和3年|月|日施行)(令和2年国土交通省令第98号)

国土交通省: <https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001707534.pdf>

近畿圏の保全区域の整備に関する法律(略称:なし)

(昭和42年法律第103号)(公布日昭和42年7月31日)(令和6年11月8日施行)(令和6年法律第40号)

e-Gov(法): <https://laws.e-gov.go.jp/law/342AC0000000103>

e-Gov(施行令): <https://laws.e-gov.go.jp/law/343C00000000009>(令和6年11月8日施行)(令和6年政令第339号)

e-Gov(施行規則): <https://laws.e-gov.go.jp/law/412M50004002008>(令和3年1月1日施行)(令和2年国土交通省令第98号)

国土交通省: <https://www.mlit.go.jp/toshi/park/content/001707534.pdf>

昭和30年代の高度経済成長期に東京圏および近畿圏に人口や産業が集中した際、無秩序な都市開発を避けるために『首都圏整備法(昭和31年法律第83号)』および『近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)』が制定され、政策区域制度や近郊緑地の保全制度などが創設され、これらに関連して制定されました。

<法律の骨格>

- 近郊緑地は、『首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)』や『近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)』で定義されている。
- 近郊緑地のうちから国土交通大臣が近郊緑地保全区域に指定する【それぞれ第3条、第5条】。さらに、この区域のうち、近郊緑地の保全のために特に必要される地区を近郊緑地特別保全地区に指定する【それぞれ第5条、第6条】。
- 近郊緑地保全区域のうち緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除いた区域では、工作物の新築・改築・増築、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合は都道府県知事へ届出が義務化される【それぞれ第7条、第8条】。
- この法律には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に関する規定はなく、国土交通省のパンフレット「[近郊緑地の保全制度について](#)」では、『都市緑地法』で規定すると説明されています。

条項	首都圏近郊緑地保全法 条文	種類
第1条	(目的) この法律は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることにかんがみ、その保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。	目的
第2条第1項	この法律で「近郊整備地帯」とは、首都圏整備法(昭和31年法律第83号)第24条第1項 ^{解釈上の注釈1} の規定により指定された区域をいう。 (解釈上の注釈1)当該条項は「近郊整備地帯の指定」で、条文は「国土交通大臣は、既成市街地の近郊で、その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市	定義

	街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することができる。」である。 「近郊整備地帯」で検索すると「首都圏整備法第24条第1項の規定による近郊整備地帯」（昭和41年5月30日首都圏整備委員会告示第1号）がヒットし、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県の区市町村が記載されている。最新版であるか調査していない。	
第2条第2項	この法律で「 近郊緑地 」とは、近郊整備地帯内の緑地であつて、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものをいう。	定義
第3条第1項	(近郊緑地保全区域の指定) 国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域(以下「保全区域」という。)として指定することができる。	権限付与 (国土交通大臣)
第4条第1項	(近郊緑地保全計画) 国土交通大臣は、保全区域の指定をしたときは、当該保全区域について、近郊緑地の保全に関する計画(以下「近郊緑地保全計画」という。)を決定しなければならない。	義務 (国土交通大臣)
第5条第1項	(近郊緑地特別保全地区に関する都市計画) 保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、前条第2項第3号 ^{解釈上の注釈2} に規定する基準に従い、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。 1 近郊緑地特別保全地区に関する都市計画を定めることによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。 2 特に良好な自然の環境を有すること。 (解釈上の注釈2)第4条第2項第3号の条文は「近郊緑地特別保全地区(保全区域内の特別緑地保全地区で保全区域内において近郊緑地の保全のため特に必要とされるものをいう。以下同じ。)の指定の基準に関する事項」である。	権限付与 (国土交通大臣)
第7条第1項	(保全区域における行為の届出) 保全区域(緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)内において、次に掲げる行為 ^{解釈上の注釈3} をしようとする者は、国土交通省令 ^{解釈上の注釈4} で定めるところにより、あらかじめ、都県知事にその旨を届け出なければならない。 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 3 木竹の伐採 4 水面の埋立て又は干拓 5 前各号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令 ^{解釈上の注釈5} で定めるもの (解釈上の注釈3)第7条第4項に適用除外の規定があり、第3号には「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの」については適用されないと規定され、施行令第2条で定められている。 (解釈上の注釈4)施行規則第2条で、「都県知事の定めるところにより、書面を提出」と規定。 (解釈上の注釈5)施行令第1条の2で「屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積」と規定。	義務 (実施者)

条項	近畿圏の保全区域の整備に関する法律 条文	種類
第1条	(目的) この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に関し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とする。	目的
第2条第1項	この法律で「 既成都市区域 」とは、近畿圏整備法(昭和38年法律第129号。以下「法」という。)第2条第3項 ^{解釈上の注釈1} に規定する区域をいう。 (解釈上の注釈1)当該条項は「既成都市区域」の定義条項で、条文は「大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと接続する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう」である。 政令は施行規則第1条で、条文は「政令で定める市街地の区域は、大阪市の区域及び別表に掲げる区域とする。」である。別表には、京都布、守口布、布施市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の市内の区域が示されている。	定義
第2条第2項	この法律で「 保全区域 」とは、法第14条第1項 ^{解釈上の注釈2} の規定により指定された区域をいう。 (解釈上の注釈2)近畿圏整備法第14条第1項の条文は「国土交通大臣は、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要があると認める区域を保全区域として指定することができる。」である。	定義
第2条第3項	この法律で「 近郊緑地 」とは、既成都市区域の近郊における保全区域内の樹林地(これに隣接する土地でこれと一体となつて緑地を形成しているもの及びこれに隣接する池沼を含む。)であつて、相当規模の広さを有しているものをいう。	定義
第5条第1項	(近郊緑地保全区域の指定) 国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。	権限付与 (国土交通大臣)
第6条第1項	(近郊緑地特別保全地区に関する都市計画) 近郊緑地保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域については、都市計画に特別緑地保全地区を定めることができる。 1 地形、交通施設の整備の状況、周辺の土地の開発の状況等に照らして無秩序な市街地化のおそれが特に大であること。 2 当該特別緑地保全地区に関する都市計画を定めることによつて得られる既成都市区域及びその近郊の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。	権限付与 (国土交通大臣)
第8条第1項	(近郊緑地保全区域における行為の届出) 近郊緑地保全区域(緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。)内において、次に掲げる行為 ^{解釈上の注釈3} をしようとする者は、国土交通省令 ^{解釈上の注釈4} で定めるところにより、あらかじめ、府県知事にその旨を届け出なければならない。 1 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 3 木竹の伐採 4 前3号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令 ^{解釈上の注釈5} で定めるもの (解釈上の注釈3)第8条第4項に適用除外規定があり、第3号に「通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの」については適用されないと規定され、施行令第5条で定められている。 (解釈上の注釈4)施行規則第2条で、「府県知事の定めるところにより、書面を提出」と規定。 (解釈上の注釈5)施行令第4条で「第1条第1号に掲げる施設及びこれに類する施設のうち近郊緑地保全区域又は近郊緑地特別保全区域内の保全に関連して必要とされる施設について行う行為」と規定。「第1条第1号に掲げる施設」とは、公園及び緑地、道路、鉄道、索道、駐車場及びバスターミナルなどを規定。	義務 (実施者)